

## 商標権の更新案内

商標権は、10年毎に更新できます。商標権は、設定登録の日から10年間ですが、更新をしないで第三者に登録されるとその商標が使用できなくなることがあります。

更新手続の期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月～満了日までです。尚、倍額納付期間は存続期間経過後6ヶ月あります。

n × 10年前に、登録を受けた商標権はすべて更新手続可能期間になります。

更新手続代理につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

### 菅原特許商標事務所

〒192-0075 東京都八王子市南新町3番地 O Sビル

TEL0426-25-0838(代) FAX0426-25-0628 E-mail [ospat@nifty.com](mailto:ospat@nifty.com)

当所の商標ホームページをご覧下さい。 